

2 子ども・子育て支援推進条例の改正及び 子ども・若者みらい計画（仮称）の策定

1 本日の論点

「子ども・子育て支援推進条例」の改正骨子案及び
「かながわ子ども・若者みらい計画」(仮称)の構成イメージに対し、
幅広くご意見をいただきたい。

2 子ども・子育て支援推進条例とは

1. 目的

子ども・子育て支援の重要性について、全ての県民が認識を共有し、子ども・子育て支援の取組を推進することを目指す

2. 施行 平成19年10月1日

3. 主な内容

基本理念、関係主体の責務、
推進体制の整備、子どもへの支援

4. 条例に基づく取組

- ・ 子育てを応援する事業者の認証
- ・ 子ども・子育て支援応援月間(8月)

表彰の種類	対象	件数	額
① 大賞	子ども・子育て支援活動のモデルとなる実践的な活動で、地域の子どもや子育て家庭に対する貢献度が高いと認められるもの	1件	20万円/件
② 奨励賞 <small>事業者部門 個人・団体部門</small>		各部門 数件	10万円/件
③ 草の根賞	地域に密着した活動により特にその実績が著しいと認められるもの	数件	4万円/件
④ 特別賞	複数の団体の連携・協働により特にその効果・実績が著しいと認められる活動及びネットワーク	1件	15万円/件

※ 県内において、原則として令和5年4月1日現在で2年以上継続して表彰の対象となる活動に取り組んでいることが必要です。
※ ①-③は知事表彰、④は知事と神奈川県子ども・子育て支援推進協議会会長の連名表彰です。

応募方法
 所定の応募(推薦)書に必要事項を記載の上、郵送してください。
 ▶ 郵送先
 〒231-8588 横浜市中区日本大通1
 神奈川県福祉子どもみらい局子どもみらい課次世代育成課
 ▶ 応募書やこれまでの受賞団体については、次のアドレスをご覧ください。
<https://www.pref.kanagawa.jp/foccs/sy8/shientaiyou.html>
お知らせ 子ども・子育て支援推進

応募締切 令和5年7月28日(金)
※ 当日消印有効

問合せ先 神奈川県福祉子どもみらい局子どもみらい課次世代育成課
 TEL 045-210-4666 FAX 045-210-8956
神奈川県福祉子どもみらい局のシンボルマーク

県では、事業者や個人・団体等が取り組む子ども・子育て支援活動のモデルとなる活動に対して、毎年、かながわ子ども・子育て支援大賞として表彰しています。皆様が現在取り組まれている活動、あるいは、ご存知の素晴らしい活動について是非ご応募ください。

かながわ 子ども・子育て支援大賞
 表彰候補を募集します!

事業者による子ども・子育て支援の
 関与活動を対象です!

地域の子どもを応援したい事業者
 子ども関連施設への寄附活動等

自選・他選
 いっしょに
 受け付けています!

神奈川県福祉子どもみらい局子どもみらい課次世代育成課

3 改正の経緯

現行条例

1. 背景

- ・急速な少子化の進展
- ・家庭・地域を取り巻く環境の変化

2. 目的

子ども・子育て支援の推進

こども基本法

(R5.4月施行)

- 差別の禁止
- 最善の利益の確保
- 生命・生存・発達への権利
- 子どもの意見の尊重

こども大綱

(R5.12月策定)

- こどもまんなか社会の実現

近年の課題

- 児童虐待・いじめ
- ヤングケアラー
- 子どもの貧困
- ワンオペ育児 等

**子ども目線に
立った
子ども施策推
進のため、現
行の子育て支
援条例を改正**

4 条例の目的

条例

本県の目指す社会

こどもの目線に立った施策の推進を通じて、子ども一人ひとりが自分らしく、幸せに暮らせる社会を実現し、未来を担う人材を社会全体で育む。

それによって実現される**かながわの姿**

誰もが自分らしく幸せに暮らせる社会



① 子どもの目線に立った権利・利益の尊重



子どもの目線に立って、子どもにとって一番いいことは何かを考える。

② 子育てしやすい社会環境の整備

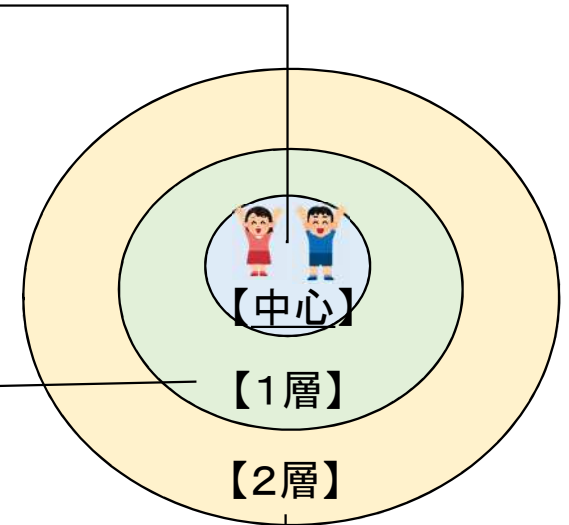


父母その他の保護者が、子育ての責任を果たせるよう、子育ての「負担軽減」や「不安解消」を進める。

③ 社会の一人ひとりが子育て当事者



父母その他の保護者だけでなく、社会全体が当事者として主体的に子育てに関わる。



6 個別施策

○ 子どもの権利擁護

- ・虐待の早期発見や自立支援の充実
- ・いじめ防止 等

かながわ子ども家庭110番相談LINE

たとえば、保護者の方からのこんな相談

- 「子育てに疲れた…誰かに話を聞いてほしい」
- 「イライラして、つい子どもに手が出てしまいそう…」
- 「思春期の子どもとの関係がうまくいかない」
- 「ささいなことでもつい声を荒げてしまう」



かながわ子ども家庭110番
相談LINE



たとえば、子ども本人からのこんな相談

- 「両親の仲が悪く、家にいたくない」
- 「親との関係に悩んでいる」
- 「親に話を聞いてもらえない、無視される」
- 「親にたたかれる、どなられる」

悩んでいるとき、困っているとき、誰かに聞いてほしいとき……。ちょっとしたことでも、ひとりで悩まず、気軽に相談してみてください。

○ 子どもの健やかな育ちのための施策

- ・子どもの居場所づくり
- ・孤独・孤立の状態にある子どもに対する支援
- ・不登校の子どもへの支援 等

子ども食堂



6 個別施策

条例

○ 困難を抱える子どもへの施策

- ・ひきこもり当事者とその家族への支援
- ・子ども・若者の自立に向けた支援
- ・貧困の状況にある子ども等に対する支援
- ・ヤングケアラーへの支援
- ・医療的ケア児への支援 等



生活困りごとサポートサイト
「さぽなびかながわ」

○ 子育てしやすい社会環境づくり

- ・母子に係る保健及び医療に係る取組への支援
- ・子育ての負担の軽減を図るための支援
- ・子育てと職業活動などとの両立支援 等

保育所の使用済みおむつ処分支援「手ぶらで保育」



7 改正条例素案(たたき台)のポイント

条例

- ### 1 こどもの権利の保障

 - ・基本理念の最初に、差別を受けないこと、権利・意見の尊重、社会参画・意見表明の機会の確保等を規定。
 - ・児童虐待やいじめの防止について規定。
- ### 2 意見表明の機会確保・意見の反映

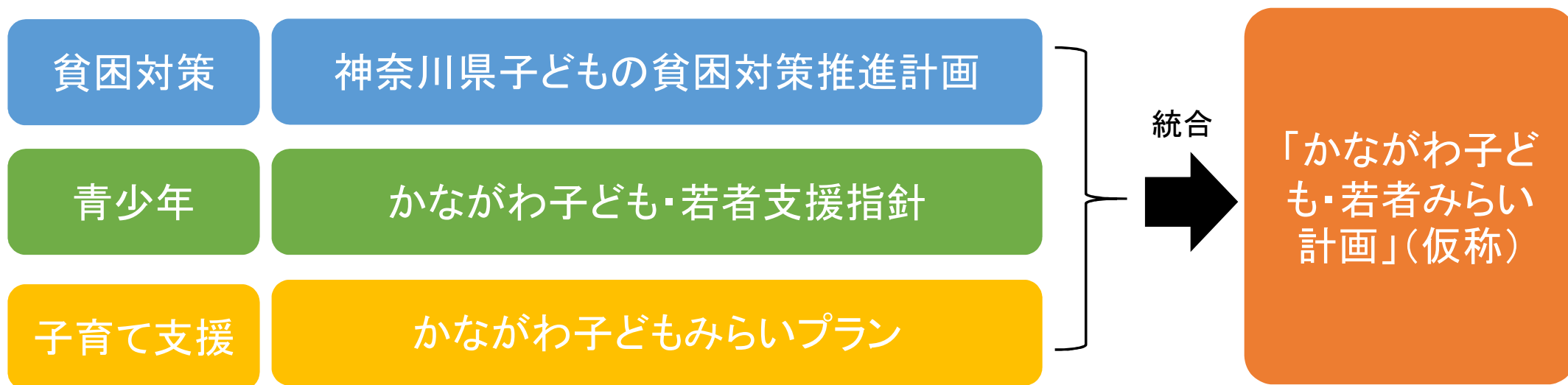
 - ・社会参画の機会の確保、意見表明と反映、反映結果の伝達について規定。
 - ・こどもが主体的に政策に参加できる取組の実施について規定。
- ### 3 近年顕在化した課題への対応

 - ・不登校、ヤングケアラーなど、こどもや子育て家庭が抱える課題について、防止や支援等の対策を講じる旨を規定。

9 計画策定経緯、構成イメージ

計画

こども基本法において、都道府県は、政府が策定する「こども大綱」を勘案して「都道府県こども計画」を定めるよう努めるものと規定されていることから、県は子ども・若者施策に関する既存の計画・指針を統合して「**かながわ子ども・若者みらい計画（仮称）**」を策定する。

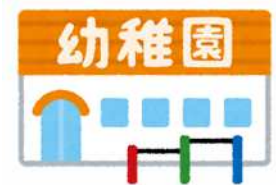
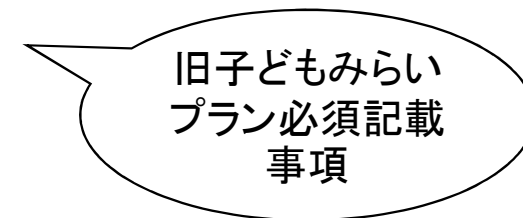


Kanagawa Prefectural Government

こども大綱や条例の内容を踏まえつつ、こどもまんなか社会の実現に向けた具体的な取組を記載

10 計画構成イメージ

- 1 はじめに
- 2 子ども・若者を取り巻く状況
- 3 計画の基本理念等
- 4 基本理念の実現に向けた具体的な取組
 - (1) ライフステージを通じた子ども・若者施策に関する事項
 - (2) ライフステージ別の子ども・若者施策に関する事項
 - (3) 子育て当事者への支援に関する事項
 - (4) 施策推進の基盤となる取組
- 5 教育・保育の需給計画及び人材の必要見込み数
- 6 計画の点検・評価及び推進体制
- 7 参考資料



11 計画重点施策事項(想定)

計画

4(1) ライフステージを通じた子ども・若者施策に関する事項

- 1 こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有
- 2 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり
- 3 こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供
- 4 こどもの貧困対策
- 5 障害児支援・医療的ケア児等への支援
- 6 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援

Kanagawa Prefectural Government

<こどもの貧困対策の例>
かながわつばさプロジェクト



かながわ つばさプロジェクト

子ども・若者の社会への巣立ちを応援します

大学等の受験費用 35,000円	ひとり暮らしの費用 25,000円
就職活動の費用 40,000円	<申請期限> 各指定団体にお問合せください

●対象者

- ① 39歳以下（令和4年4月1日現在）
- ② 神奈川県内に在住すること
- ③ 以下のいずれかに当てはまること
 - ア 生活困窮世帯
 - イ ケアラーバー
 - ウ 被虐待経験者
 - エ 不登校・ひきこもり
 - オ ヤングケアラー
 - カ その他、進学・就職・居住に関して困難を抱える者

●申請方法
右のウェブサイトをご覧ください



●問合せ先
<制度全般について>
NPO法人神奈川県子ども未来ファンド
☎ 045-212-5825
✉ info@kodomofund.com

<申請手続きについて>
各指定団体にお問合せください。

11 計画重点施策事項(想定)

計画

4(2) ライフステージ別の子ども・若者施策に関する事項

ライフステージ	内容
子どもの誕生前から幼児期まで	<ul style="list-style-type: none"> ・切れ目ない保健・医療の確保 ・子どもの成長の保障と遊びの確保 など
学童期・思春期	<ul style="list-style-type: none"> ・安心して過ごせる居場所づくり ・いじめ防止対策 ・不登校の子どもの支援 など
青年期	<ul style="list-style-type: none"> ・高等教育の修学支援、就労支援 ・不安を抱える若者やその家族の相談体制の充実 ・結婚新生活の支援 など

＜結婚支援の例＞
恋カナ！プロジェクト



11 計画重点施策事項(想定)

計画

4(3)子育て当事者への支援に関する事項

- 1 子育てや教育に関する経済的負担の軽減
- 2 共働き・共育ての推進 等

4(4)社会全体で推進するための施策

- 1 子ども・若者の社会参画・意見反映
- 2 子育て支援人材の確保・育成・支援
- 3 子育てにやさしい社会づくりのための機運醸成 等



<子育て当事者への支援の例>
子育てパーソナルサポート



<子ども・若者の社会参画・意見反映の例>
子ども目線会議(R5年度)